

兵庫県公報

平成29年12月15日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	1

公布された法令のあらまし

●議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改正するなど所要の措置を講ずることとした。

条 例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第27号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表6月1日の項及び12月1日の項を次のように改める。

6月1日	100分の157.5	100分の94.5	100分の47.25
12月1日	100分の172.5	100分の103.5	100分の51.75

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年6月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。